

役員報酬規程

社会福祉法人
三葉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三葉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事及び評議員の報酬)

第3条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことがある。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことがある。

3 交通費は、別表6の表を基に算出し支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 交通費は、別表5の表を基に算出し支給する。

(報酬等の支給)

第5条 役員等には、その役職に応じ、別表3により報酬を支払うこととする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

3 別表に記載されている報酬額は税込みの金額とする。

4 報酬等の総額は別表4に定める範囲内で支給する。

5 報酬等の支払時期、支払方法は別表4により支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成16年 9月 7日から適用する。

この規程は、平成17年 3月26日から適用する。

この規程は、平成20年 4月 1日から適用する。

この規程は、平成30年 4月 1日から適用する。

この規程は、令和 3年 7月 1日から適用する。

この規程は、令和 3年12月 1日から適用する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から適用する。

別表 1

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000円	実 費
評議員会出席報酬等	10,000円	実 費
監事 理事会・評議員会 出席報酬等	10,000円	実 費

別表 2 (第 3 条、第 4 条)

名 称	報 酬	交通費
理事及び評議員業務報酬等	15,000円	実 費
監事監査指導報酬等	15,000円	実 費

別表 3 (第 5 条)

名 称	報 酬
理事長報酬	月額 300,000円
常務理事	月額 540,000円
	夏期賞与 1.8ヵ月
	冬期賞与 1.9ヵ月

別表 4 (第 6 条)

		各年度の総額	支払時期	支払方法
理事	常勤	2,100万円	毎月末日 休日の場合は前営業日	銀行振込
	非常勤	50万円	当日	現金
監事	非常勤	30万円	当日	現金

別表5（第7条）

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

別表6（第3条、第4条）

通勤手当支給額	区 分	支 給 額 等	
	公共交通機関を利用する場合	1ヶ月当たり13,000円を限度とし実費を支給する	
マイカー通勤の場合 (二輪車の場合は半額とする)	片道の通勤距離		支給額
	2km以上	4km未満	80円/日
	4km以上	6km未満	120円/日
	6km以上	8km未満	160円/日
	8km以上	10km未満	200円/日
	10km以上	15km未満	320円/日
	15km以上	25km未満	560円/日
	25km以上	35km未満	800円/日
35km以上		1,000円/日	